

# 令和5年度 エリアブランディング構想策定業務委託 仕様書

## 1 背景・目的

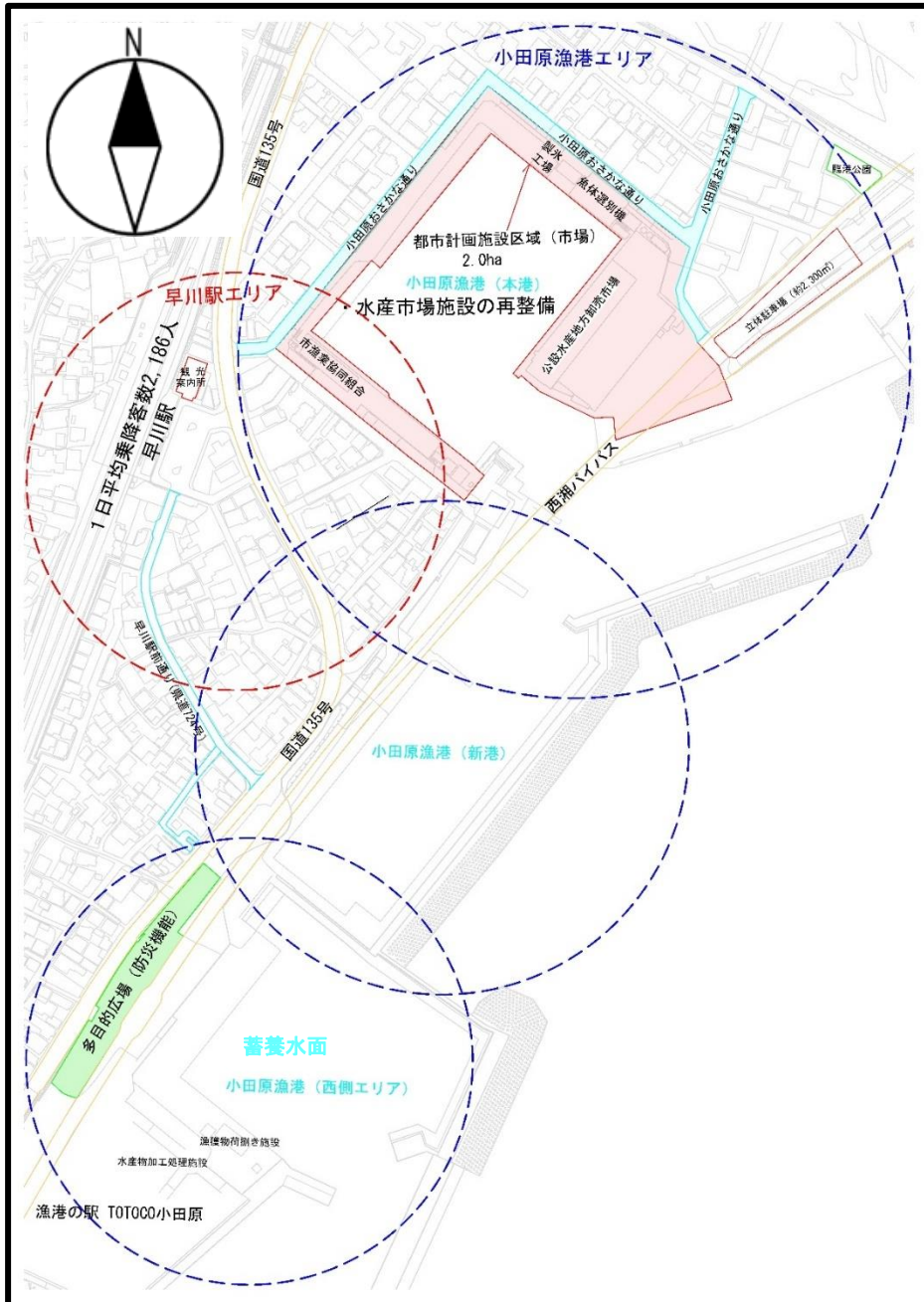
令和4年度（2022年度）から第6次小田原市総合計画がスタートし、重点施策の一つである「地域特性を生かしたまちづくり（早川・片浦地域）」のうち、早川エリア周辺では、関連する詳細施策の「水産市場の再整備」や「美食のまち」の事業化を見据え、公民連携による魅力あるまちづくりにつなげるため、エリアブランディング構想を策定することを目的とする。

## 2 業務期間

契約締結日から令和6年（2024年）3月29日まで

## 3 対象エリア 二級河川早川～西湘バイパス（石橋 IC）付近

※調査エリアは、小田原漁港（本港、新港、西側エリア）及び JR 早川駅エリア周辺とする。



## 4 業務内容

本業務内容については、業務目的を踏まえ、対象エリアの現況や特徴を調査、把握した上で、地元関係者等とともに公民連携により魅力あるまちづくりを推進するための方策を検討する。

業務の実施に当たっては関係者等で構成する研究会等を設置し、そこでの協議を踏まえ、新たな施策の提案や事業スキーム等の検討を進める。

### (1) 地域及び対象エリアの現況・特徴の調査、分析

対象エリアにおける魅力的なまちづくりを進める上で、早川地域の現況、社会動態、地域資源、活用可能な施設・要素等を調査する。

調査に当たっては既存資料、統計データ等を収集、分析し、早川地域及び対象エリアの特徴を整理する。

### (2) 先進事例の調査・分析

対象エリアの現況・特徴を踏まえ、参考となる取組事例を調査する。

対象とする事例は(1)の検討結果に基づき、まちづくり、地域活性化及び振興等の観点から複数のテーマを設定してから、関係団体等(小田原地魚大作戦協議会、早川みなと商店会、(株)小田原魚市場、小田原市漁業協同組合、地元自治会、漁港の駅TOTOCO小田原の指定管理者)の意見も踏まえて選定し、対象エリアのまちづくりの参考となる取組や具体化方策について分析する。

### (3) 来訪者実態調査

対象エリアの来訪者(市民、観光客)に対する調査を実施し、来訪者の行動や早川地域及び対象エリアに対する期待について分析する。

調査は、来訪の目的、交通手段、滞在時間、要望等、早川地域の魅力、利便性を把握するとともに、今後のまちづくりの方向性や施策展開に資する内容で実施する。

調査は関係団体等の協力のもと、実施することとし、調査方法は、発注者との協議により決定する。

### (4) ヒアリング調査

早川地域及び対象エリアの取組課題等を抽出するため、関係団体等をはじめ、小田原漁港の管理者である神奈川県西部漁港事務所、東日本旅客鉄道株式会社を対象にヒアリング調査を実施する。

なお、調査対象は発注者との協議により決定する。

### (5) まちづくり推進方策の検討

小田原漁港、JR早川駅、一般市街地を含む対象エリアにおいて、地域特性(魅力・資源)を生かしたまちづくりの方向性を検討するとともに、まちづくりを推進していく上での課題を抽出し、まちづくりとして取り組むべき新たな施策、公民連携による事業スキームなど、地域特性の更なる魅力を掘り起こし、効率的かつ効果的に推進するための方策を検討する。

## (6) 研究会の開催支援

令和元年10月に設置した早川駅・周辺整備検討会議の構成メンバー【神奈川県、JR東日本横浜支社（総務部企画室）、小田原市】に、関係団体等（小田原地魚大作戦協議会、早川みなと商店会、㈱小田原魚市場、小田原市漁業協同組合、地元自治会、漁港の駅TOTOCO小田原の指定管理者）を加え、新たに研究会を設置するため、その開催を支援するとともに、事務局会議に参加する。（研究会のメンバーについては、ヒアリングでの意向を踏まえ、事務局で決定する。）

なお、研究会の開催は、2回程度を予定しており、事務局会議は、毎月1回程度を予定している。また、研究会及び事務局会議に係る会場は、原則、公共施設で行うものとする。

## (7) 鳥瞰図（イメージパース）の作成

上記の検討結果を基に、対象エリアにおける将来都市像を設定したうえで、全体構想のイメージスケッチ（対象エリア全体を俯瞰した鳥瞰図及びアイレベルからのイメージスケッチ）を作成する。

なお、対象エリアの範囲、規格・寸法、枚数等については、協議により決定する。

## 5 関連計画等

業務に当たっては、本市の規定計画等を踏まえた内容とする。

	計画等名称	策定期間（最新）
1	第6次小田原市総合計画	令和4年3月
2	小田原市地域防災計画	昭和37年 (令和2年6月改正)
3	小田原市都市計画マスタープラン	平成10年3月 (令和5年3月改定)
4	小田原市立地適正化計画	平成31年3月 (令和5年3月改定)

## 6 貸与資料

本業務を履行するに当たり必要な資料等のうち、本市が所有するものについては、可能な範囲で貸与する。

## 7 共通業務

- (1) 各業務の遂行における伝達、記録、保存の対象となる情報を定め、情報の伝達、記録、保存の方法を提案する。（情報管理手法の構築）
- (2) 各種会議のうち、受注者が出席する必要がある会議においては、技術的中立性のもと、発注者の支援を行う。出席しない会議については、議事録又は報告をもとに必要に応じて発注者に助言する。

## 8 管理技術者・担当技術者の配置等

- (1) 管理技術者は、担当技術者を配置する場合は、これを統括し、円滑な業務遂行を図る責

任者として、同種業務又は類似業務に従事した実績と技術士（建設部門又は都市及び地方計画）の資格を有し、本業務に必要な技術力、マネジメント能力及びコミュニケーション能力を有する者を選任すること。

(2) 担当技術者は、同種業務又は類似業務に従事した実績を有し、本業務に必要な技術力、マネジメント能力及びコミュニケーション能力を有する者を選任すること。なお、管理技術者と担当技術者の兼務は可とする。

(3) その他、技術者に関すること

管理技術者及び担当技術者については、受注者に所属する者に限るものとし、再委託は認めない。

## 9 打合せ協議

本業務の担当所管との打合せ協議は、着手時・中間（月1～2回程度）・業務完了時を基本に行う。着手時及び業務完了時の打合せは対面で行い、中間打合せについては、Web会議を主体として、必要に応じて対面で行うこととする。業務の遂行に当たって、連絡を密に取り、打合せ後は速やかに議事録を作成して相互に確認する。

## 10 その他関連事務

(1) 庁内会議等の資料作成支援、編集補助等

(2) 業務報告書（紙媒体・電子データ）の作成

(3) 令和6年度予算編成事務支援

(4) 仕様書に記載のない事項でも、本業務の目的を達成する上で、有効な提案があれば盛り込むものとする。

## 11 報告書の作成及び成果物の提出

各業務内容を取りまとめ、業務成果として調査・検討した成果を取りまとめた報告書を作成する。本業務の成果物は、紙媒体及び電子媒体（CD-R等）により提出する。

- ・業務報告書（A4カラー判） 正副4部
- ・上記電子データ 一式
- ・その他資料 一式

※ 電子データ提出にあたっては次について留意すること。

- ・使用図面及び作成図面のCADデータは、AutoCAD2012及びJWCAD双方で編集可能なもの及びPDFデータを併せて提出するものとする。
- ・文書データは、Microsoft Word又はMicrosoft Excelで編集可能なもの及びPDFデータを併せて提出するものとする。
- ・電子データについては、受注者による事前のウイルスチェックを行うものとする。